

赤い羽根福祉基金「盛和塾リスタート(再就職)応援助成」

2026 年度における改正点について

1. 助成対象となる支援対象期間の延長

年度内のどの時期に支援ニーズが発生しても十分な支援が行えるよう、**2027年2月以降に発生した支援ニーズについては、2027年5月末まで本助成での支援が可能**になります。(その場合の精算は2027年6月末までに行ってください。)

<当該事項についての応募要項における改正点> (応募要項内 p.1)

新	旧
<p>4. 支援対象期間 <u>2026年4月～2027年3月</u></p> <p><u>※ただし、2027年2月以降に発生した2026年度のニーズについては、2027年5月末までの支援ができることとする(その場合の精算は6月末までを行うこととする)。</u></p>	<p>4. 支援対象期間 <u>2026年4月～2027年3月</u></p>

2. 医療費を助成金対象費目に追加

再就職支援にあたって必要性が高いことから、**応募要項上の対象経費として医療費を追加**します。再就職に支障をきたす持病や治療に係る医療費を助成対象としますので、医療費の必要性や本助成終了後の治療継続方法等について、支援計画書で詳しく説明してください。

<当該事項についての応募要項における改正点> (応募要項内 p.3)

新	旧
<p>7. 助成金額</p> <p>(1) 支援対象者の求職活動や生活維持にかかる費用 (支援金) (対象費用例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・求職活動にかかる必要な費用 (衣服購入費、面接時の交通費 等) ・再就職に必要とされる資格取得費 ・離職に伴う一時的な生活費、居住費、医療費 等 	<p>7. 助成金額</p> <p>(1) 支援対象者の求職活動や生活維持にかかる費用 (支援金) (対象費用例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・求職活動にかかる必要な費用 (書籍購入費、面接時の交通費等) ・再就職に必要とされる資格取得費 ・離職に伴う一時的な生活費、居住費 等

3. 各種滞納金の取り扱いについて

支援対象者の各種滞納金に係る支払いは原則対象外ですが、再就職に向けて助成が必要だと考えられる家賃や携帯電話料金等の滞納については、事務局に相談のうえ必要性が認められた場合は一部助成対象経費として含めることができます。なお、事務局に相談の際は再就職支援との関係性・必要性のほか、返済計画や金銭管理の支援等についてもご説明ください。

※国民年金・生命保険料等の滞納や遊興費による借金等は引き続き原則助成対象外です。

<当該事項についての応募要項における改正点> (応募要項内 p.3)

新	旧
<p>7. 助成金額</p> <p>助成対象外経費</p> <ul style="list-style-type: none">・遊興費（酒・たばこ等の嗜好品を含む）・団体や団体役員が所有する建物や部屋の賃借料・本助成の趣旨に合わない経費 <p>※<u>支援対象者の国民年金、生命保険料等の滞納金は原則として対象外ですが、支援対象者の家賃、携帯電話料金の滞納等、再就職に向けて助成が必要だと考えるケースについてはご相談ください。(事務局で個別にケースを確認し、必要性が認められるものについては対象経費として含めることができます)。</u></p>	<p>7. 助成金額</p> <p>助成対象外経費</p> <ul style="list-style-type: none">・遊興費・団体や団体役員が所有する建物や部屋の賃借料・本助成の趣旨に合わない経費 <p>※<u>支援対象者の各種滞納金(家賃、携帯電話料金、国民年金、生命保険料等)や医療費は原則として対象外です。</u></p>